

広告・プロモーションと商標権侵害

難易度
中級

新規
講座

～ネット時代の販促・ブランディング活動の思わぬ落とし穴、広告と商標権侵害～

＜どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのような使用が侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は？＞

平成**26**年**11**月**21**日(金) **10:00**～**17:00**

講師 **青木 博通 氏** ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



◆どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、ネット広告はどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

◆そこで、この講座ではこれらの問題について、最新の

判決・学説を交え、登録可能性、商標権侵害の基準について解説します。

◆講師には、広告・プロモーションと商標権侵害に関連する多くの事件を手掛ける弁理士をお迎えします。「広告と商標権侵害」といった応用問題を通じて、商標法全体に流れる商標の基本構造もご理解いただけるものと確信しております。

<解説内容>

1. 広告における商標の法的位置づけ
 - (1) 商標事件における「広告」の定義
 - (2) 商品自体への使用と広告への使用の違い
 - (3) 役務「広告」の類否判断
2. キャッチフレーズの登録可能性
3. キャッチフレーズと商標権侵害
4. ノベルティー（プレミアム）商品と商標権侵害
 - (1) 商標登録の必要があるか
 - (2) 侵害判断基準
 - (3) 抗弁の方法
 - (4) 裁判所が考慮する事情
5. インターネットと広告
 - (1) ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか。
 - (2) ネット上使用するなどの表示が商標か。
 - (3) ネット上どのような使用が商標権侵害か
・検索連動型広告、メタタグ、ショッピングモール、国境越え等
6. 広告と真正商品の並行輸入
7. 特異な広告（おとり広告、Ambush Marketing）と商標権侵害
8. 広告と著名商標の保護
9. 広告のみの使用と不使用取消審判
10. 広告代理店による広告内容の開示
 11. 他社の商標をどこまで使用できるか
 12. 他社による商標使用と稀釈化・普通名称化
 13. 広告と品質誤認
 14. 国旗と広告
 15. 新しいタイプの商標の広告と商標権侵害
 16. 商標とパロディ（白い恋人事件等）

◇本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年～5年の方々にとって、最適な講座です。

◆日 時：平成26年11月21日(金) 10:00～17:00

◆会 場：発明会館7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料：会員16,500円・一般19,000円

◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp 「研修のご案内」)